

令和 8 年定例会

政策企画雇用経済観光常任委員会 説明資料

◎ 議案補充説明

- (1) 議案第 98 号 「三重県カスタマーハラスメント防止条例案」 …… 1

◎ 所管事項説明

- (1) 『令和 8 年版県政レポート』に基づく今後の『県政運営』等に係る意見
への回答について（関係分） …… 5
- (2) 次期総合計画の策定について（みえ元気プランの検証と 2031 年の目標）
（関係分） …… 別途配布済
- (3) カスタマーハラスメント防止対策の推進について …… 7
- (4) 三重県中小企業・小規模企業振興条例改正に向けた有識者会議の概要について
…… 9
- (5) 半導体関連産業分野における地域産業クラスター計画について
…… 13
- (6) 首都圏営業拠点「三重テラス」について …… 17
- (7) 各種審議会等の審議状況の報告について …… 19

別冊 「第 1 回三重県中小企業・小規模企業振興条例改正に向けた有識者会議」資料

令和 8 年 10 月 7 日

雇用経済部

(1) 議案第98号 「三重県カスタマーハラスメント防止条例案」

1 提案理由

近年、顧客や取引先からの暴力や悪質なクレーム等の著しい迷惑行為、いわゆるカスタマーハラスメント（以下「カスハラ」という。）が社会問題化しています。

カスハラは、就業者の心身の不調や通常業務への支障を招き、能力発揮を阻害するなど就業環境に重大な影響を生じさせるだけでなく、事業者の採用活動や人材定着の面にも影響を与えるなど事業活動に対しても多大なる支障を生じさせるものです。

県内においても、カスハラによって就業者の長期間の休業や離職を余儀なくされるなど重大な被害が生じていることが確認されており、悪質な行為に対しては実効性のある措置をもって毅然と対応していくなど、社会全体でカスハラの防止に取り組んでいくことが求められています。

こうした背景をふまえ、就業者の尊厳の保持並びに安全及び健康の確保並びに事業者の安定した事業活動の促進を図り、もって県民生活の向上及び地域経済の健全な発展の実現に寄与するため、この条例を制定します。

2 条例の概要

条例については、以下のとおり5章で構成しています。

なお、条例の概要について別紙のとおりです。

条例の構成	各章のポイント
第1章 総則（第1条から第10条まで）	○カスハラの被害から就業者や事業者を守るため、その防止に向けた基本理念を明らかにしています。 ○カスハラの禁止を明文化するとともに、条例適用上の注意として顧客等の権利に十分配慮することを規定しています。 ○県の責務を明らかにするとともに、顧客等、事業者、事業者団体、就業者の責務を規定しています。
第2章 カスタマーハラスメント防止施策の推進 （第11条から第14条まで）	○県が作成する指針に基づき、啓発・教育などカスハラ防止に関する県の施策について規定しています。 ○条例に基づく施策を効果的に推進するための計画を定めることを規定しています。

	○事業者が講ずべきカスハラ防止措置の内容について規定しています。
第3章 特定カスタマーハラスメント (第15条から第19条まで)	○特定カスハラの内容、カスハラ防止対策審査会への意見聴取など禁止命令に至るまでの手続等について規定しています。
第4章 雑則(第20条)	○条例の施行に必要な事項を規則で定めることを規定しています。
第5章 罰則(第21条)	○知事による禁止命令の違反者に対して50万円以下の罰金等を科すことを規定しています。

3 施行日

令和9年4月1日から施行(一部公布の日から施行)

※条例施行前においても、指針の策定など必要な準備が実施できるよう、準備行為に関する規定を定めています。

4 今後の主な取組

条例制定の趣旨や条例の内容を広く県民等に認識していただくため、条例の広報啓発に取り組むとともに、カスハラから就業者を守るための措置が適切に講じられるよう、事業者によるカスハラ防止対策の促進に取り組んでまいります。

また、条例の目的や基本理念の実現に向けた県の施策を総合的かつ効果的に推進するため、条例に定める計画の策定に向けて検討を進めます。

三重県カスタマーハラスメント防止条例案（概要）

別紙

第1章 総則

目的 (1.1)	手段	○基本理念を規定 ○県、顧客等、事業者、事業者団体及び就業者の責務を規定 ○カスタハラ防止に関する施策の基本的な事項を規定 ○就業者の就業環境を害するとともに事業者の事業活動の自由を害する著しい迷惑行為を禁止
	目的	就業者の尊厳の保持並びに安全及び健康の確保並びに事業者の安定した事業活動の促進
	大目的	県民生活の向上及び地域経済の健全な発展の実現に寄与
定義 (2.1)	事業者	県内で事業を行う個人事業者、法人その他団体
	就業者	①事業者中使用される者で賃金を支払われるもの ②事業者の役員又は代表者 ③事業に従事する同居の親族（①、②を除く）
	顧客等	①事業者から商品又は役務の提供を受ける者（可能性がある者） ②親族、同居人その他の顧客と密接な関係を有する者 ③事業者の事業遂行に関係を有する者
	事業者団体	二以上の事業者の結合体又はその連合体
	カスタハラ	顧客等による就業者に対する行為のうち、申出の内容又は行為の手段若しくは態様が社会通念上相当な範囲を超えて行われる著しい迷惑行為であって、就業者の就業環境を害するもの
基本理念 (3.1)		○カスタハラは就業者の尊厳を侵害し、心身に重大な影響を及ぼすおそれがあり、事業活動に支障を生じさせるおそれがあることに鑑み、各主体による主体的かつ積極的な取組の推進により、社会全体で防止を図る ○顧客等及び就業者が対等の立場において相互に尊重する
禁止 (4.1)		○何人も、カスタハラを行ってはならない
注意 (5.1)		○顧客等からの要望の申出、権利行使等が不当に妨げられることのないよう十分に留意
国の責務 (6.1)		○カスタハラ防止に関する情報の提供、啓発及び教育、相談及び助言その他必要な施策を実施 ○国、市町、事業者団体その他の関係機関と連携協力
県等の責務 (7.1)		○カスタハラに係る問題に対する関心・理解を深め、言動に必要な注意を払う ○県が実施するカスタハラ防止施策への協力
事業者の責務 (8.1)		○関心・理解を深め、主体的かつ積極的にカスタハラ防止対策を実施 ○就業者が顧客等として関係先にカスタハラを行わないよう必要な措置 ○県が実施するカスタハラ防止施策への協力
事業者団体の責務 (9.1)		○関心・理解を深め、構成員である事業者が講ずるカスタハラ防止対策に必要な助言、協力その他の支援 ○県が実施するカスタハラ防止施策への協力
就業者の責務 (10.1)		○関心・理解を深め、カスタハラ防止に資する行動 ○事業者が実施するカスタハラ防止対策に協力 ○県が実施するカスタハラ防止施策への協力

第2章 カスタハラ防止施策の推進

指針の作成 (11.1)	○カスタハラ防止施策を推進するため、カスタハラ防止に関する指針を作成 1) カスタハラの内容 2) 各主体の責務 3) カスタハラ防止のための県の施策 4) カスタハラ防止のための事業者の取組
施策の推進 (12.1)	○指針に基づきカスタハラ防止施策を実施 1) 県の支援事業等に関する情報の提供 2) カスタハラ防止に関する啓発及び教育 3) 消費生活に関する相談及び助言 4) 就業環境に関する相談及び助言 ○カスタハラ防止施策を効果的に推進するため、計画を策定し、公表
財政上の措置 (13.1)	○カスタハラ防止施策を推進するため、必要な財政上の措置を実施
事業者の措置 (14.1)	○事業者は、指針に基づき、基本方針の策定及び公表、必要な体制の整備、手引の作成その他の措置を講ずる ○就業者がカスタハラを受けた場合、就業者の安全と健康を確保し、顧客等に対して中止の要求その他の必要な措置を講ずる

第3章 特定カスタマーハラスメント

申出 (15.1)	○事業者は、次の特定カスタハラを行う顧客等に対し中止措置を講じて中止されない場合には、知事にその旨申し出て、適切な措置を講ずるよう求めることができる 1 正当な理由なく、長時間にわたって、又は反復して次のいずれかの行為を行うこと ① 金銭、物品その他の利益の供与の要求 ② 謝罪又は面会を行うよう要求 ③ 事業者等が拒否したにもかかわらず、業務上著しく対応困難な要求（①、②を除く） 2 正当な理由なく、大声を発し、又は虚偽の事実を申し立てるなど就業者に著しく不安をいだかせるような方法で、1の①～③のいずれかの行為を行うこと 3 正当な理由なく、長時間にわたって、又は反復して次のいずれかの行為を行うこと ① 卑わいな言動 ② つきまとい 4 正当な理由なく、就業者を著しく羞恥させ、又は就業者に不安を覚えさせるような方法で、3の①又は②のいずれかの行為を行うこと
禁止命令 (16.1)	○知事は、前条の規定による申出を受けたときは、特定カスタハラを行った顧客等に対し、特定カスタハラを行わないよう命ずることができる ○知事は、命令をしようとするときはカスタハラ防止対策審査会に意見を聴取しなければならない ○知事は、命令をしたときは、その内容（カスタハラ防止を図るため一般に周知させる必要があると認められるものに限る。）を公表することができる ○命令の効力は、命令日から起算して1年以内とする
照会 (17.1)	○知事は、条例に基づく施策を実施するに当たり、官庁若しくは公署又は公私の団体に照会し、必要な事項の報告を求めることができる
審査会の設置 (18.1)	○禁止命令やカスタハラ防止に必要な事項について意見を聴取するため、知事の附属機関として、カスタハラ防止対策審査会を設置
調査の権限 (19.1)	○審査会は、調査審議に必要な範囲で関係者等に対し調査を行うことができる ○審査会は、審議の対象となっている顧客等に対し、書面による意見の提出を求めることができる

第4章 雑則／第5章 罰則

委任 (20.1)	条例の施行に関し必要な事項は、規則で規定
罰則 (21.1)	16条1項の命令に違反した者は、50万円以下の罰金又は拘留若しくは科料に処する

(1)「『令和8年版県政レポート』に基づく今後の『県政運営』等に係る意見」への回答

【政策企画雇用経済観光常任委員会】

●施策の取組

施策番号	施策名	主担当部局名	委員会意見	回答
5-2	戦略的な観光誘客	観光部	交通事業者等と連携し、インバウンドに三重の魅力が伝わるようなさまざまな取組を検討されたい。	インバウンド誘客には、観光地の魅力に加え、周遊ルートやアクセス方法も含めて発信することが重要と考えています。そのため、鉄道事業者と連携し、観光地の魅力とアクセス情報をセットにしたプロモーション等に取り組んでまいります。
5-3	三重の魅力発信	雇用経済部	首都圏営業拠点「三重テラス」が立地する東京日本橋は、伊勢商人・松阪商人の拠点であるという歴史を、三重テラスの基本とするよう取り組まれたい。	東京日本橋は、三重県にとって歴史ある非常に重要なエリアです。三重テラスを拠点として、首都圏、ひいては全国に事業展開していく際に、この歴史の流れを大切にしていきたいと考えています。
7-1	中小企業・小規模企業の振興	雇用経済部	中小企業は資金調達が困難という実情がある。必要な企業が融資を受けることができ、倒産することがないように支援されたい。	企業の状況に応じた支援メニューを提供し、資金調達を必要とする企業が融資を受けて経営を続けられるよう、国、市町等関係機関と連携して取り組んでまいります。
			南海トラフ地震被害想定の見直しもあり、企業はスピード感を持ってBCPを作成する必要がある。商工団体と連携し、BCPの重要性を理解いただくとともに、認知度を高め、作成する企業が増加するよう取り組まれたい。	セミナーなどでBCPを周知し、認知度を高めるとともに、その重要性を理解していただくなど、商工団体と連携してBCPを作成する企業を支援し、BCPを作成する企業を増加させていきたいと考えています。

施策番号	施策名	主担当部局名	委員会意見	回答
8-2	多様で柔軟な働き方の推進	雇用経済部	ジェンダーギャップ解消の取組では、女性だけに目を向けるのではなく、ジェンダー全体、労働環境全体に目を向けて取り組まれない。	働き方改革のアドバイザー派遣により、女性が働きやすい環境づくりを進めるとともに、男性育児休業取得促進奨励金による支援などにより、多様な人材が働きやすい環境づくりを進めてまいります。

●施策・行政運営の取組以外に関する意見

	委員会意見	回答
	ペロブスカイト太陽電池の実装に向けて、県の支援を強化されたい。	令和8年度は、ペロブスカイト太陽電池などの次世代型太陽電池の実証事業、県有施設への導入に向けた調査・設計、普及啓発に取り組んでいるところです。今後、商用化や供給等の状況を見据え、支援の強化を図ってまいります。

(3) カスタマーハラスメント防止対策の推進について

1 基本的な考え方

カスタマーハラスメント（以下「カスハラ」という。）が社会問題化している中、県では、就業者の尊厳の保持並びに安全及び健康の確保並びに事業者の安定した事業活動の促進を図り、もって県民生活の向上及び地域経済の健全な発展の実現に寄与することを目的として、条例制定に取り組んでいます。

社会全体によるカスハラ防止を図るためには、条例の内容について十分な普及・啓発を図った上で、カスハラに関する理解の醸成や事業者によるカスハラ防止対策の促進といった課題に適切に対応していく必要があります。

条例制定後、条例の考え方を示した指針及び関連する施策を効果的に推進するための計画の策定を進めます。

2 計画の策定

(1) 位置付け

条例案第 11 条第 1 項では、カスハラの定義や類型、各主体の責務、カスハラ防止に必要な事業者の取組など条例の考え方を示した指針に基づき、カスハラ防止施策を推進することとしています。

条例案第 12 条第 2 項に基づき、カスハラ防止施策を効果的に推進するための計画として、施策の推進における基本的な考え方、具体的な取組、計画の進行管理などについて定めます。

(2) 取組項目（案）

計画では、条例案第 12 条第 1 項各号に基づき、次の項目について具体的な取組を整理していきます。

① 県の支援事業等に関する情報の提供（第 1 号）

県が実施するさまざまなカスハラ防止施策に関する事業の情報を広く発信し、顧客等、事業者、事業者団体及び就業者の主体的かつ積極的な取組の推進を促進します。

② カスハラ防止に関する啓発及び教育（第 2 号）

条例に規定する基本理念の考え方や指針の内容等について、さまざまな媒体を活用して啓発を行います。

また、県の関係部署や県内の市町とも連携しながら、さまざまな現場での啓発や教育等を行うことで、顧客等や就業者がカスハラへの関心を高め、理解を深めることを促進していきます。

③ 消費生活に関する相談及び助言（第3号）

顧客等からの消費生活におけるトラブルの発生などに関する相談に対応し、問題解決に向けた助言を行います。

④ 就業環境に関する相談及び助言（第4号）

カスハラがもたらす就業者への被害や事業活動への影響などに関する相談に対応し、カスハラの発生抑止などの問題解決に向けた助言を行います。

3 今後の予定

条例の施行を見据えて、条例の広報啓発に取り組むなど必要な準備を進めつつ、有識者の意見も聞きながら、指針及び計画の策定を進めていきます。

令和8年12月

政策企画雇用経済観光常任委員会（計画の中間案）

令和9年1月～2月

パブリックコメント

令和9年3月

政策企画雇用経済観光常任委員会（計画の最終案）

(4) 三重県中小企業・小規模企業振興条例改正 に向けた有識者会議の概要について

1 趣旨

平成26年4月に施行した三重県中小企業・小規模企業振興条例(以下「条例」という。)は、令和2年の改正から6年が経過しました。この間、物価高騰や人口減少、最低賃金の上昇など、事業者を取り巻く経営環境は大きく変化しています。また、国において、小規模企業振興基本計画が改正されるとともに、「稼ぐ力」強化戦略が公表されるなど、事業者支援のあり方についても、時代の変化に合わせた適切な対応が求められています。

こうした状況をふまえ、条例改正に向けて、これまでの支援施策を検証するとともに、今後必要となる支援施策について専門的な知見に基づき、多様な観点から総合的に検討するため、有識者会議を設置し、第1回会議を9月11日に開催しました。

2 委員等(別紙1)

委員 13名(学識者3名、専門家4名、企業経営者6名)

オブザーバー 5名(経済団体3名、金融関係2名)

3 第1回会議の概要(別紙2)(会議資料の本冊は別冊)

中小企業・小規模企業の状況や支援機関の状況、国・県における支援施策を共有した上で、条例改正に向けた視点や今後必要となる取組について、各委員からご意見をいただきました。

[主な委員意見]

(中小企業・小規模企業が果たす役割・意義)

- ・中小企業・小規模企業は、地域課題の解決につながるような事業活動や社会貢献を行うなど、社会的価値を提供する存在である。
- ・経営者は事業の社会的な必要性を真剣に考え、社会的存在価値と経済的価値の両立に取り組む必要がある。

(経営力の維持・強化(稼ぐ力の向上))

- ・事業モデルの高度化(事業統合や生産性向上)が必要である。また、創業、事業承継、廃業を円滑に進めることは、地域の新陳代謝と産業構造の転換・刷新につながる。
- ・イノベーションを起こし新しい価値を創造していくことが重要である。経営者の学ぶ意欲の向上につなげるため、経営者の刺激となるようなイベントを開催することも必要である。

(支援機関の体制維持・サービス向上)

- ・支援内容が多様化・複雑化していることから、商工団体の経営指導員は自身のスキルアップに努める必要がある。
また、商工団体間において、支援の状況に違いがあることから、足りない部分を他の商工団体に頼るなどして取り組んでいく必要がある。
- ・経営資源が限られる小規模企業には、支援機関の伴走支援が重要である。支援機関には、経営者の気づきを生む伴走者としての役割が求められる。

4 今後の対応

有識者会議に加え、現在、各商工団体を訪問し、伴走型で支援を行っている経営指導員や小規模企業経営者の方から現場の生の声をお聴きし、地域の現状把握に努めるとともに、小規模企業への効果的な支援策を検討するための実態調査を行っているところです。

引き続き、国の動向や有識者会議での意見、現場の声等をふまえながら、企業の将来発展につながる実効性のある条例改正となるよう検討を進めていきます。

令和9年3月(予定) 第2回有識者会議（小規模企業実態調査報告等）

令和9年6月～8月(予定) 第3回有識者会議

三重県中小企業・小規模企業振興条例改正に向けた有識者会議 委員等名簿

※分野ごとに五十音順、敬称略

分 野	氏 名	所 属・役 職
学識者	(座長) 青木 雅生	三重大学 教育推進・学生支援機構 教授 リカレント教育センター センター長
	滝澤 美帆	学習院大学 経済学部 教授
	弘中 史子	中京大学 総合政策学部 教授
専門機関等	生駒 芳子	日本エシカル推進協議会 会長 三重テラスクリエイティブディレクター
	梶川 達也	一般社団法人中部産業連盟 参与 主幹コンサルタント(中小企業診断士)
	河原 万千子	公認会計士、税理士
	西澤 博	楠井法律事務所 弁護士
民間企業	川野 晃太	うみらぼ株式会社 代表取締役社長
	栗須 百合香	三重工熱株式会社 代表取締役社長
	世古 武弘	有限会社世古林業 代表取締役社長
	西岡 慶子	株式会社光機械製作所 代表取締役社長
	宮崎 由太	株式会社宮崎本店 代表取締役社長
	山川 大輔	三重化学工業株式会社 代表取締役社長
(オブザーバー) 経済団体 金融機関	井野 和正	三重県商工会連合会 事務局長
	喜多 正幸	三重県商工会議所連合会 専務理事
	白木 宏範	三重県中小企業団体中央会 事務局長
	西垣内 清文	三重県信用保証協会 常務理事
	益川 幸夫	三重県信用金庫協会 会長

第1回三重県中小企業・小規模企業振興条例改正に向けた有識者会議（概要）

別紙2

①中小企業・小規模企業の状況

県内企業の概要		現状	課題（県内中小企業・小規模企業アンケート）
条例前文 県の経済をけん引し、地域社会の持続的形成・維持に寄与している重要な存在		✓ 県内中小企業数・従業員総数の減少 (H28)5.1万者⇒(R3)4.6万者 (H28)41万人⇒(R3)40.4万人 ✓ 県内総生産・製造品出荷額は増加 (R2)8.3兆円⇒(R5)9兆円 (R2)10.5兆円⇒(R6)13兆円 ✓ 原材料価格の高騰の長期化 ✓ 賃上げ原資となる営業純益の割合が低い	✓ 6年前と比較し、売上は増加する一方で、営業利益の減少が大きく、物価高騰対応や価格転嫁が十分できていない ✓ 物価高騰や賃上げ、労働力不足等の課題がある一方で、生成AIや省人化などの有効な手段が十分活用できていない ✓ 経営資源が限られる小規模企業は、特にこの6年間の情勢変化(賃上げ、AI活用等)に対応できていない
県内	企業数 従業員数 付加価値額		
中小企業	99.8% 88.3% 84.1%		
うち、 小規模企業	85.2% 34.1% 30.3%		

②支援機関の状況（小規模企業白書）

※支援機関：商工会・商工会議所、よろず支援拠点、税務関係士業、中小企業診断士、金融機関等

支援機関の活用状況	課題
✓ 商工会・商工会議所は、身近で重要な存在 地域に根ざし、比較的規模の小さい企業を中心に支援 ✓ 小規模事業者の多くが支援機関を活用し、活用している事業者ほど利益率は高い	商工会・商工会議所では、5年前と比べ、相談の件数が増加と回答した割合が半数以上。資金繰りに加え、M&AやDX、価格転嫁など相談内容が多様化・複雑化と回答した割合が9割以上 相談員の人数は、5年前と大きく変わらず、不足していると感じる支援機関が多く、支援能力向上に充てる時間が十分確保できていない 人手不足や価格転嫁、海外展開、DXなど複合的な経営課題には、支援機関が単独で対応できないものも多く、支援機関同士が連携することで課題解決につながる
	課題の多様化・複雑化 人員不足や支援ノウハウ不足 支援機関の連携の必要性

③国の動向

小規模企業振興基本計画(第Ⅲ期) (R7.3)	労働供給制約社会における中堅・中小企業の「稼ぐ力」強化戦略 (R8.6)
拡充された重点施策 経営者のリテラシー向上 取引適正化対策 地域課題解決の推進 支援機関の体制・連携強化	賃上げ促進 価格転嫁・取引適正化の徹底 成長支援・成長投資・生産性向上 M&A・事業承継等の事業再編 経営改革等のための伴走支援体制の強化等

県条例において、これらをふまえた対応が必要

論点
✓ 中小企業・小規模企業が果たす役割・意義をふまえた取組 中小企業・小規模企業が県内経済をけん引していくために必要な取組、地域住民の生活に欠かせないエッセンシャルサービスの機能維持、スタートアップ企業など地域課題解決につながる企業の支援 ✓ 経営力の維持・強化(稼ぐ力向上)のために必要な取組 価格転嫁・取引適正化を実現するための有効な取組、小規模企業の経営リテラシー向上に向けた支援、三重県版経営向上計画を効果的に活用するために必要なこと等 ✓ 支援機関の体制維持・サービス向上のために必要な取組 経営指導員等に求められるリテラシー、小規模企業への伴走支援や事業者連携の有効な取組、支援機関の連携強化を図るために必要な取組

(5) 半導体関連産業分野における地域産業クラスター計画について

1 半導体関連産業分野における地域産業クラスター計画について

(1) 地域未来戦略及び地域産業クラスター計画

国では、令和8年7月に強い地域経済の構築に向けた「地域未来戦略」を閣議決定しました。

本戦略では、地方に大規模な投資を呼び込み、各地に産業クラスターを戦略的に形成していくとともに、地域資源を最大限に活用し、地場産業を含む地域の産業、地域経済の持続的な成長を図ることを目指しています。

本戦略に基づき策定することとされている計画のうち、地域産業クラスター計画は、知事等の主導により形成される産業クラスターであって、重点的に育成すべき産業分野を特定して投資を促進し、地域全体としての産業競争力の底上げを目指すものです。

(2) 半導体関連産業分野における地域産業クラスター計画（別紙）

三重県は、半導体産業に不可欠な豊富な水や安定した電力、産業用地、人材基盤を有するとともに、半導体のユーザー企業が数多く立地する中京圏や関西圏に近接するという強みがあります。

こうした強みを生かし、大手デバイスメーカーの生産能力向上を核とする関連分野の産業集積を図るため、「半導体関連産業分野における地域産業クラスター計画」を策定しました。

本計画に基づき、半導体関連企業の設備投資への支援やデータセンターを含む関連産業の立地促進、産学官で構成する「みえ半導体ネットワーク」を活用した人材育成、道路や洋上風力発電を含む電力の確保等のインフラ整備など、半導体関連産業の振興に向けた取組を官民挙げて実行していきます。

2 今後の対応について

今後、国において、「地域未来戦略」の推進に向け、既存の予算とは別枠かつ追加的な予算として「地域未来特別枠」が設けられるとともに、予見可能性の高い複数年度にわたる事業費及び予算規模を明記した「地域未来戦略実現フレーム」（仮称）が年末までに策定される予定です。

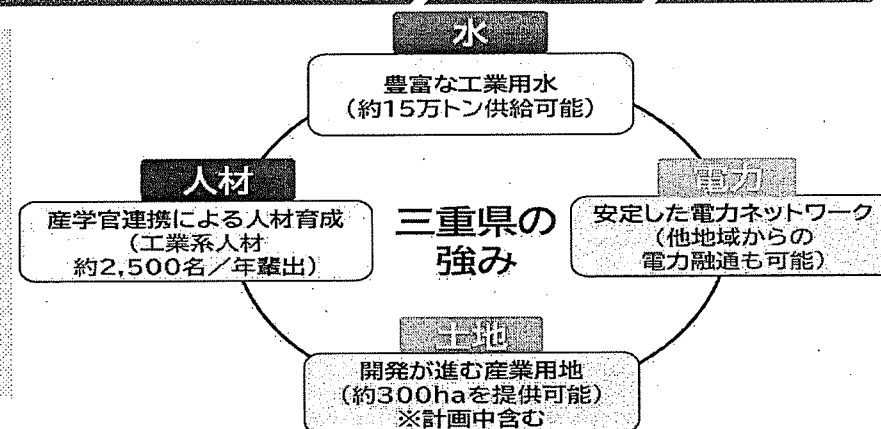
「半導体関連産業分野における地域産業クラスター計画」に基づく政策パッケージについて、国の支援制度等を活用しながら取組を進めてまいります。

1. 産業領域 半導体関連産業

電子部品・デバイス・電子回路製造業、化学工業、生産用機械器具製造業、情報サービス業など関連する業種

2. 対象エリア

四日市市や桑名市を中心とする「北部地域」、津市や伊賀市を中心とする「中部地域」、伊勢市を中心とする「南部地域」



3. 目指す姿 (目標)

(1) 現状

- ・豊富な工業用水、安定した電力ネットワーク、産業用地、人材基盤などを背景に、大手半導体デバイス、化学メーカーを中心に、**100社を超える企業が立地**
- ・ユーザー企業が数多く立地する**中京圏や関西圏に近接**
- ・電子部品・デバイス・電子回路等の製造品出荷額が**21年連続1位**

(2) 目指すべき目標 (2031年)

- ・電子部品・デバイス・電子回路製造業及び化学工業の
製造品出荷額 **3兆6,533億円**
付加価値創出額 **9,900億円**
- ・官民設備投資額(累計) **5,110億円**
- ・産業人材育成数(累計) **5,000人**

4. 勝ち筋

大手デバイスメーカーの生産能力向上を核とする関連分野の産業集積

- 【優れた立地環境を活かしたさらなる集積】
- ・後工程パッケージング分野における研究機関や工場の集積
- ・原材料、部素材、保守・メンテナンス分野における産業集積
- ・域内取引拡大などのサプライチェーン強靱化に向けた支援
- ・データセンターや関連分野の産業集積

【人材の確保】

- ・産学官で構成する「みえ半導体ネットワーク」を活用した**人材育成**
- ・三重大学や県内高等専門学校等との連携

【さらなる産業基盤の整備】

- ・産業用地、工業用水、安定した電力ネットワークに加え、**洋上風力発電**等の再生可能エネルギーの発電能力増強

5. 政策手段

(1) 投資促進に向けた課題

- ・県内企業の新規参入や販路拡大
- ・高度人材の育成、企業の人材確保
- ・用地、インフラ整備など企業の操業環境の確保

(2) 講じるべき政策パッケージ

- 【優れた立地環境を活かしたさらなる集積】
- ・半導体関連企業の設備投資への支援
- ・商談会やビジネスマッチングなどサプライチェーン強靱化に向けた支援
- ・半導体のユーザー産業であるデータセンター及び関連産業の立地促進

【人材の確保】

- ・様々な分野における高度専門人材の育成
- ・企業の人材確保に関する支援

【さらなる産業基盤の整備】

- ・用地、道路、工業用水、電力確保など操業に必要なインフラの整備
- ・洋上風力発電等の再生可能エネルギーの発電能力拡大

三重県 半導体関連産業分野における地域産業クラスター計画の概要

100社を超える関連企業が立地

核となる事業者

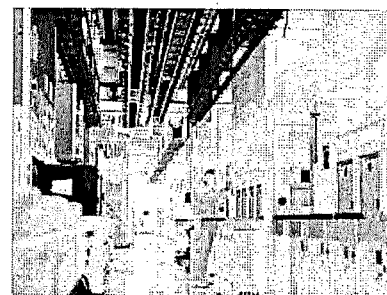
キオクシア 株式会社
 サンディスク 合同会社
 ユナイテッド・セミコンダクター・ジャパン 株式会社
 J S R 株式会社
 ジャパンマテリアル 株式会社
 アオイ電子 株式会社
 村田機械 株式会社
 ほか 計56社

半導体ユーザー企業が多数立地

関西圏
(家電など)

中京圏
(自動車など)

キオクシア、サンディスク
 【NANDフラッシュメモリの製造】



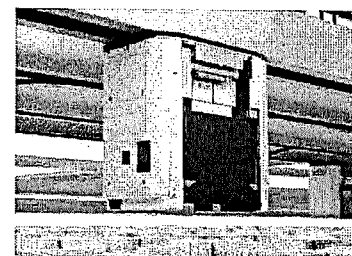
J S R
 【フォトレジスト等の材料】



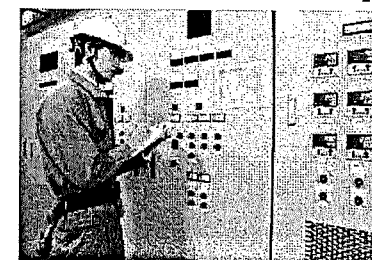
アオイ電子
 【後工程パッケージング】



村田機械
 【搬送装置、クリーンFA】



ジャパンマテリアル
 【特殊ガス供給、
 製造装置メンテナンス】



(6) 首都圏営業拠点「三重テラス」について

1 令和8年度の運営状況

(1) 運営実績

首都圏営業拠点「三重テラス」は、市町や関係団体等と連携を図りながら、三重の魅力を発信し、誘客の促進、県産品の販路拡大、三重ファンの拡大に取り組んでいます。令和5年度のリニューアル以降、実績は好調に推移しており、令和7年度のショップ、レストラン合計売上額は約3億3,573万円と過去最高を更新しました。令和8年4月～8月の来館者数は202,960人、ショップ・レストランの売上額は約1億1,393万円となっています。

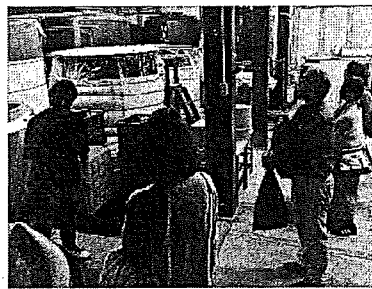
	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度 (8/31現在)	計
来館者数(人)	252,953	488,890	577,607	202,960	1,522,410
売上額(千円)	112,484	236,045	335,735	113,932	798,196

(2) 4月から9月の主なトピックス

- コミュニティ形成活動「三重テラス部活動」の部員が三重県を訪問し、尾鷲市でのみかん収穫活動(みえみかん部)や酒蔵見学(日本酒部)等を実施しました。
- 包括連携協定企業「株式会社モンベル」と連携し、コミュニティスペースにテントを設置。コワーキングの活性化や三重の自然体験のPRに活用しています。
- 観光部が首都圏メディアとの交流を目的に開催した「みえ旅レセプション」に出展。三重テラスの取組をPRするとともに、ネットワーク構築に取り組みました。
- 日本橋エリアの恒例行事「名橋『日本橋』橋洗い」に参加し、日本橋地域関係者や企業との関係性を深めました。
- 小規模事業者が気軽に首都圏消費者の声を商品開発に生かせるよう、三重テラススタッフによるテストマーケティングの実施体制を整えました。



➤みえみかん部



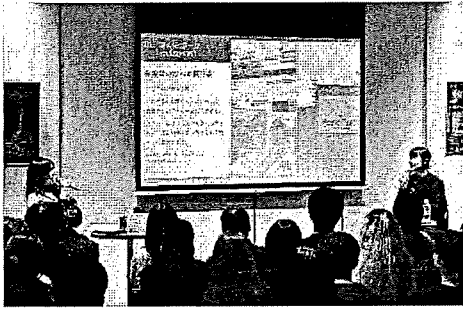
➤日本酒部



➤みえ旅レセプション

(3) 13周年記念感謝祭

9月に開館から13周年を迎えたことから、9月26日から10月4日まで「13周年記念感謝祭」を開催しました。初日は、いなべ市出身のシンガーソングライター 葉ひるさんに一日店長に就任いただき、来客対応やトークショー&ライブに出演いただきました。2日目は、コワーキング会員が主体となって実行委員会を立ち上げ「コミュニティ活動文化祭」を初開催し、「食べる」、「体験」、「学ぶ」をテーマに三重の魅力を発信しました。このほか、ショップとレストランでの特別商品やメニューの提供など1階と2階が一体となり三重テラスの13周年を盛り上げました。



＞1日店長トークショー&ライブ



＞コミュニティ活動文化祭

2 今後について

現在の施設賃貸借及び運營業務委託の契約期間が令和9年度末までであることから、市町、県内事業者、利用者などからのご意見を踏まえ、令和10年度以降の運営に向けて準備を進めています。

＜主な意見＞

- ・日本橋エリアは三重と歴史的つながりが深く、首都圏における三重の拠点として最適である。再開発による発展も期待できるエリアであり、拠点としての機能をさらに強化し三重の魅力を発信していくことが望ましい。
- ・首都圏におけるコミュニティ形成は、将来的に三重の地域活動の担い手確保等の関係人口増加にもつながる先進的な取組として評価できる。
- ・販路開拓、商品改良などの事業者支援機能のさらなる強化が求められる。
- ・市町等が首都圏に向けて効果的な情報発信ができるよう、メディアとのネットワーク強化に取り組んでほしい。

(7) 各種審議会等の審議状況の報告について

(令和8年6月3日～令和8年9月13日)

(雇用経済部)

1 審議会等の名称	三重県大規模小売店舗立地審議会
2 開催年月日	令和8年6月12日(金)
3 委員	【会長】三重大学 准教授 勝又 英之 ほか4名出席
4 諮問事項	・「イオン津ショッピングセンター」(津市)の変更に係る届出について ・「ドラッグコスモス伊賀上野店」(伊賀市)の新設に係る届出について
5 調査審議結果	・「イオン津ショッピングセンター」(津市)の変更に係る届出について 事務局より審議資料に基づいた説明が行われ審議した結果、周辺地域の生活環境の保持の観点から、意見を述べる事項は特にないと認められると結審しました。 ・「ドラッグコスモス伊賀上野店」(伊賀市)の新設に係る届出について 事務局より審議資料に基づいた説明が行われ審議した結果、周辺地域の生活環境の保持の観点から、意見を述べる事項は特にないと認められると結審しました。
6 備考	次回審議会は令和8年7月24日(金)に行う予定

1 審議会等の名称	三重県大規模小売店舗立地審議会
2 開催年月日	令和8年7月24日(金)
3 委員	【会長】三重大学 准教授 勝又 英之 ほか3名出席
4 諮問事項	・「(仮称) コメリパワー亀山店」(亀山市)の新設に係る届出について ・「スーパーセンタートライアル津河芸店」(津市・鈴鹿市)の新設に係る届出について ・「ドラッグコスモス伊勢小俣店」(伊勢市)の新設に係る届出について

5 調査審議結果	・「(仮称) コメリパワー亀山店」(亀山市) の新設に係る届出について 事務局より審議資料に基づいた説明が行われ審議した結果、周辺地域の生活環境の保持の観点から、意見を述べる事項は特にないと認められると結審しました。 ・「スーパーセンタートライアル津河芸店」(津市・鈴鹿市) の新設に係る届出について
	事務局より審議資料に基づいた説明が行われ審議した結果、周辺地域の生活環境の保持の観点から、意見を述べる事項は特にないと認められると結審しました。 ・「ドラッグコスモス伊勢小俣店」(伊勢市) の新設に係る届出について 事務局より審議資料に基づいた説明が行われ審議した結果、周辺地域の生活環境の保持の観点から、意見を述べる事項は特にないと認められると結審しました。 ・三重県大規模小売店舗立地審議会運営規程の改正について 原案どおり承認されました。
6 備 考	次回審議会は令和8年10月23日(金)に行う予定